

◆うまい投資話には注意しましょう！

【相談事例】

- ・「1口5万円で農園のオーナーになれば、半年後には利息が付いて返金される」と言っていたのに、返金をずっと先延ばしされている。
- ・配当金の支払いが滞り、相手事業者に連絡するがつかない。
- ・相手事業者から、返金ではなく他の商品に振り替えてほしいとの文書が届いた。
- ・見知らぬ事業者から資金調達が必要になったので、一口30万円の出資を求める文書が届いた。

最近、上記のような投資商品に関する相談が、60歳以上の方から多数寄せられています。

損失が出る可能性があるにも関わらず「必ず儲かる」と勧誘

されたり、リスクについて十分な説明がないまま、実態の分からない高額な出資契約を結ばされたりする相談も寄せられています。



このような投資話の中には、金融商品取引法に違反するようなものや、お金だけを集めて投資の実態のない詐欺のようなものも見受けられますので、十分な注意が必要です。

事業者に対して書面で返金を求めても、連絡がつかなかったり、返金するお金がないなど、返金を受けることが困難なケースも多くあります。

悪質な事業者は、投資経験の乏しい高齢者などの消費者に狙いをつけて勧誘するため、投資をめぐるトラブルは後を絶ちません。

不安に思うようなことがあれば、一人で悩まず、大阪市消費者センターへご相談ください。

◆大阪市消費者センター(相談は大阪市内にお住まいの方に限ります)



消費生活相談窓口

●消費生活相談専用電話：6614-0999

※消費者ホットライン「局番なし188（イヤヤ!）」でも繋がります

大阪市内にお住まいの方に限ります。毎日 10時～17時、12/29～1/3を除く



メインキャラクター
エルちゃん